

# 生態系保全等専門員 募集要項

## (関東地方環境事務所国立公園課)

### 1. 募集職種

生態系保全等専門員（期間業務職員）  
（非常勤の国家公務員）

### 2. 募集人数、勤務地及び業務内容

・ 関東地方環境事務所国立公園課 1名

（所属する事務所）

環境省関東地方環境事務所

（勤務する事務所、業務内容）

・ 環境省関東地方環境事務所国立公園課

〒330-9720 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階  
電話番号：048-600-0816

◇主な業務

関東地方環境事務所国立公園課に所属する生態系保全等専門員として、主として次の業務を行います。

- 関東地方環境事務所管内の国立公園（尾瀬、日光、南アルプス、富士箱根伊豆）等におけるニホンジカ対策の実施に関する企画調整、業務発注（契約事務）、業務進行監理等
- 上記に関する関係機関、事業者、地元関係者等との連絡調整及び連携体制の構築・管理等（関係機関等によって組織される対策会議や協議会等の運営・参加）
- その他、ニホンジカ対策に関する企画立案や普及啓発、関係者の連携強化に必要となる関連業務

### 3. 応募資格

次の求める人材のすべての項目に該当する者。

**求める人材**

- 野生生物（特にニホンジカ又は尾瀬国立公園と同様の自然植生）に関する知見を有していること。これらの知見に関する専門学校、大学等での履修経験又は業務で関連する実績があることが望ましい。
- 立場の違う関係者との調整、地域での合意形成などについての経験を有することが望ましい。
- 普通自動車第一種免許（AT限定可）を取得していること。
- 基本的なパソコン操作（Microsoft Word, Excel, PowerPoint等）が可能なこと（※GIS又はCADも操作できることが望ましい）。
- 長時間に渡る遊歩道や登山道、ヤブ道の巡視業務があるため、相応の体力及び登山技術・経験を有していること。
- 採用予定期間（令和7年3月末まで）中、継続して勤務が可能なこと。

### 4. 雇用条件

国家公務員法の適用を受ける非常勤の国家公務員としての採用・任用となります。労働契約とは異なります。

（1）雇用期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで（予定）

※採用日から1ヶ月間は条件付採用期間となります。

※前年度勤務実績が優良の場合、任期が連続2回まで更新できる場合があります。  
※令和6年5月1日以降に採用が決定した場合は、雇用期間の開始を採用決定日以降で調整します。

- (2) 勤務日  
原則として月～金曜日
- (3) 勤務時間  
午前8時30分～午後5時15分
- (4) 休日  
土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）  
業務の都合により休日に勤務した場合には、休日の振替等の措置が行なわれます。
- (5) 休暇  
最初の採用日から6ヶ月間継続勤務し全勤務日の8割以上勤務した場合に、6か月を超える日から次の1年間に10日の有給休暇が付与されます。
- (6) 給与関係
  - ①給与は、別に定める規定により、日給を月給単位で支給します。
  - ②期末手当と勤勉手当（年2回）は別に定める給与の規定によります。
  - ③通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当を支給します。  
※勤務地への赴任に要する旅費は支給しません。
  - ④退職手当は、18日以上勤務した月（開庁日数が20日未満の月は、開庁日数から2日を減じた日数）が継続して6月を超えることとなったとき以降に退職する場合に支給します。
  - ⑤健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。  
2か月を超えて勤務することが見込まれ、かつ以下3要件を満たす場合は、医療保険は共済組合（短期給付）に加入し、年金保険は厚生年金保険（第1号厚生年金被保険者）に加入します。
    - ① 週の所定労働時間が20時間以上
    - ② 報酬月額8.8万円以上
    - ③ 非学生

また、同一任命権者の下で1日7時間45分以上勤務した日が18日（18日のカウントは（6）に準ずる）以上ある月が12月を超えた場合で、その日以降も引き続き当該勤務時間により勤務することを要し、かつ、同一の任命権者に雇用されている場合は、既に加入している医療保険に加え、年金保険も共済組合に加入し、短期給付と長期給付（厚生年金保険（第2号厚生年金被保険者）及び退職等年金給付）が適用されます。

※詳細は下記の【問い合わせ・申込先】へお問い合わせください。ハローワークでも閲覧が可能です。

## 5. 応募方法

次の（1）～（2）を下記の【問い合わせ・申込先】あてに郵送またはメール送付して下さい。  
なお、10MBを超えるメールは受信できませんので、御留意下さい。

- (1) 履歴書（市販品又はパソコンで作成でも可）に必要事項を記入したもの 1部  
（記入上の注意事項）
  - ① 野生生物に関連する自らの経験を踏まえて、応募動機を記入して下さい。  
※必要に応じて、自己PRを別紙（A4版2枚以内）で添付も可。
  - ② 連絡先の住所、電話番号、メールアドレスを明記して下さい。

(メールアドレスについては、採用が決まるまでの間のwebメールなどでも可。)

(2) 過去の研究実績・業務経験一覧

自らの野生生物に関連する学歴、研究実績、職歴または職務経験に関する一覧を時系列で作成するとともに、それぞれの内容について概要を記述すること。

## 6. 応募期間

令和6年3月6日(水)～令和6年3月21日(木) 17時(必着)

(ただし、応募期限を過ぎても採用者が決定しない場合は、募集を継続します。採用状況については、お電話にて上記の問い合わせ先までお問い合わせください。)

## 7. 選考方法

(1) 一次選考(書類審査)

提出いただいた、履歴書等により書類審査を行います。

※一次選考結果については本人宛通知します。

※また、一次選考合格者には面接の日時を電話にて連絡します。

※応募書類は返却いたしません(責任廃棄)。

(2) 二次選考(面接)

一次選考合格者に対し面接を行います。

日時: 令和6年3月27日(水)

会場: 関東地方環境事務所(さいたま市)

※web面接になる可能性があります。

※最終選考結果については、本人宛通知します

※なお、選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

(3) 以下に該当する方は、応募できませんので、ご了承下さい。

① 日本の国籍を有しない者

② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者  
その他その執行を受けることがなくなるまでの者

・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

### 【問い合わせ・申込先】

〒330-9720

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階

関東地方環境事務所 国立公園課 「生態系保全等専門員 公募係」宛

電話 048-600-0816

MAIL [shizen-kanto-saiyo@env.go.jp](mailto:shizen-kanto-saiyo@env.go.jp) (全て半角)